

慶 弔 規 定

泉佐野市立日根野小学校 PTA

1. 一般会員が死亡した場合

PTA会長・当該地区役員・当該地区委員・当該学年委員

○学校側、学校長(教頭)・担任・当該地区同学級児童

※一般会員・委員の配偶者についても同様とする。

2. 委員が死亡した場合

PTA 会長・役員・委員

○学校側、学校長(教頭)・担任・教員有志・当該地区同学級児童

※役員・顧問の配偶者についても同様とする。

3. 役員・顧問が死亡した場合

PTA 会長・役員・委員

○学校側、学校長(教頭)・担任・教員有志・当該地区同学級児童・児童会代表

※顧問・役員に在学児童がない場合、担任・当該地区同学級児童は参列しない。

4. 役員・顧問の同居家族(父母・子)が死亡した場合

PTA 会長・役員・当該地区委員

○学校側、学校長(教頭)・教員有志

5. 教員が死亡した場合

PTA 会長・役員・委員

○学校側、学校長(教頭)・教員有志・当該学級児童代表・児童会代表

6. 教員の同居家族(配偶者・父母・子)が死亡した場合

PTA会長・役員・委員(当該学年委員を含む)有志

○学校側、教職員親睦会規定に準ずる。

7. 児童が死亡した場合

PTA 会長・役員・委員

○学校側、学校長(教頭)・担任・教員有志・当該学級児童・児童会代表

※ 上記のいずれの場合にも、供花(門密)、又はこれ相当の香料を会から供え、通夜または告別式に参列する。

遠方の場合(会長が判断)は、参列の代わりに弔電をもってこれにあてる。

8. 役員・顧問・教員が2週間以上、入院または自宅療養の場合は、金 5,000 円相当の見舞いをする。この場合、会並びに学校の代表が見舞う。

9. その他の事例(慶事を含む)については、適宜役員会によって善処する。